

年金振込指定者専用金利上乘せ定期積金規定

1. (預入資格)

年金振込指定者専用金利上乘せ定期積金(以下「この積金」といいます。)は、以下に定めるお客さまに限りお預け入れできます。

- (1) 当店に年金の振込口座を指定されているお客さま
- (2) 新たに当店に年金の振込口座を指定されたお客さま

2. (取扱店舗)

この積金のお預け入れおよびお支払いは年金の受取りを指定している店舗に限ります。

3. (契約限度額)

預入資格のあるお客さま1人につき掛込総額180万円を限度として1契約のみとなります。なお、1回あたり5,000円以上50,000円以内の掛込金額とします。

4. (お預け入れ積金種類および積金名義)

この積金は期間3年の定期積金とします。なお、この積金は上記1の預入資格を満たすお客さまの名義に限ります。

5. (お預け入れ方法)

この積金は年金の受給口座からの自動振替とします。

6. (適用利回り)

この積金の積立期間を通じて年金を当組合で受取る場合、契約日の該当する期間の定期積金の店頭表示利回りに、当組合所定の利回りを上乘せした利回りを約定利回りとします。

7. (積立期間を通じて年金の受取りがされない場合の対応)

- (1) 証書記載の利率にかかわらず、契約日当日の定期積金に対する店頭表示利回りを、通知することなく預入日にさかのぼって適用します。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めてこの積金を満期日前に解約する場合の期限前解約利回りの計算に用いる約定利回りについても前記7の(1)によるものとします。

8. (その他)

この規定に定めのない事項については、別途定める定期積金規定により取扱います。

以 上
(令和8年4月1日現在)